

島根県報

号外第一二一号

平成十四年十二月二十七日

(金曜日)

告 示

目 次

- 島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱の一部改正 (管 理 課) 一
- 測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 () 八
- 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正 () 一七

告

示

島根県告示第九十四号

島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成七年島根県告示第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

様式第二号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

一 般 共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、_____建設共同企業体 (以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、___年___月___日に成立し、その存続期間は、___年___月とする。ただし、___年___月を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 3 か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金 (前払金及び部分払金を含む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 当企業体の構成員の出資割合は次のとおりとする。

出資の割合 商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事施工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条第1項に規定する出資割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じさせた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ 外 _____ 社は、上記のとおり _____ 建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

㊟

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

㊟

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第六号を次のように改める。

特 別 共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第 1 条 当特別共同企業体は、島根県発注による _____ 工事 (附帯する事業を含む。) を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、 _____ 特別共同企業体 (以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、その存続期間は ____ 年とする。ただし、 ____ 年を経過しても第 1 条に規定する工事の請負契約の履行後12か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、第 1 条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金 (前払金及び部分払金を含む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 当企業体の各構成員の出資割合は次のとおりとする。

出資の割合 商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第 1 条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員責任)

第10条 各構成員は、第 1 条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の当該工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は _____ とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の竣工後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条第1項に規定する出資割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じさせた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき、かしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ 外 _____ 社は、上記のとおり _____ 特別共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

㊟

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

㊟

附 則

この告示は、平成十四年十二月二十七日から施行する。

島根県告示第九十五号

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成十三年島根県告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

第一条中「資格」の下に「（以下「入札参加資格」という。）」を加える。

第二条の見出し中「競争」を削り、同条第二項中「者」の下に「及び政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過しないもの（その代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）」を加える。
第三条第一号を次のように改める。

一 測量法第五十五条第一項又は建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けなければ営むことのできない業務にあっては、当該規定による登録を受けていること。

第十二条を第十三条とし、第十一条中「第五条第五項」を「第六条第五項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「入札参加資格の認定を受けた者が」を「有資格業者が第二条第二項に該当することとなったとき、」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「入札参加資格の認定を受けた者」を「有資格業者」に改め、同項第二号中「及び住所」を「所在地、郵便番号及び電話番号」に改め、同項第三号中「第六条第一項第十号」を「第七条第一項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 第七条第一項第六号に規定する登録に係る登録番号、登録年月日及び登録部門（登録を受けていない者が新たに登録を受けた場合を含む。）

第九条第三項中「第六条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「第四号から第七号まで」を「第二号、第三号、第五号及び第六号」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 測量等実績調査（様式第三号）

三 技術者経歴書（様式第四号。補償コンサルタント業務の入札参加資格審査を申請する者を除く。）

四 補償コンサルタント登録状況等調査（様式第五号。補償コンサルタント業務の入札参加資格審査を申請する者に限る。）

第六条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、同項第九号中「及び定款の写し、個人にあっては誓約書（様式第八号）」を削り、同号を同項第七号とし、同項中第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条を第七条とする。

第五条第一項中「第三条に規定する資格（以下「入札参加資格」という。）の」を「入札参加資格」に、「定期審査」を「隔年度に実施する入札参加資格審査（以下「定期審査」という。）」に改め、同条第三項中「に限り、定期審査」の上に「及び三月二十日から三月三十一日までの間」を加え、同条第四項中「及び随時審査」を削り、同条第五項を次のように改め、同条を第六条とする。

5 随時審査を受けることができる者は、知事が別に定める。

第四条中「前条」を「第三条」に改め、同条第二項第一号中「隔年度に実施する入札参加資格審査（以下「定期審査」という。）を実施する年度の十月一日（以下「審査基準日」という。）」を「審査基準日」に改め、同項第三号及び第四号中「審査基準日の前日」を「申請日」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

3 知事は、第三条の規定により入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）を認定したときは、測量、地質調査・建設コンサルタント等有資格者名簿に記載する。第三条の次に次の一条を加える。

（入札参加資格審査の基準日）

第四条 入札参加資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、入札参加資格審査を申請する日（以下「申請日」という。）の直前の営業年度の終了の日（以下「決算日」という。）とする。ただし、申請日の直前の決算日が当該申請日前六月以内であるときは、当該決算日前一年以内の直近の決算日とすることができる。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号 (第7条関係)

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書

年 月 日

島根県知事 殿

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

㊞

受付印

この度、貴県所管に係る測量・建設コンサルタント業務等の入札に参加したいので関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

01 申請する参加資格の内容 (1. 一般競争及び指名競争 2. 一般競争) 02 郵便番号

03 所在地

04 商号又は名称 (フリガナ)

05 商号又は名称 (漢字等)

06 代表者氏名

07 電話番号 FAX番号

08 ISO9000シリーズ認証取得の有無 (1. 有り 2. 無し) ISO14001シリーズ認証取得の有無 (1. 有り 2. 無し)

09 自己資本額 千円 10 営業年数 年

11 建設業の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号>

◎入札及び契約の権限を委任された営業所〈支店〉(島根県内の区域について入札及び契約の権限を委任された営業所等を持つ業者のみ記入すること。)

12 営業所番号		13 郵便番号	
----------	--	---------	--

14 所在地	
--------	--

15 営業所の受注者の役職名	
----------------	--

16 営業所の受注者の氏名	
---------------	--

17 電話番号		FAX番号	
---------	--	-------	--

18 ISO9000シリーズ認証取得の有無		ISO14001シリーズ認証取得の有無	
-----------------------	--	---------------------	--

(1. 有り 2. 無し) (1. 有り 2. 無し)

19 登録を受けている事業一覧

登録事業者	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	平成 年 月 日
建築士事務所 (1級・2級・木造)	第 号	平成 年 月 日
建設コンサルタント	第 号	平成 年 月 日
地質調査業者	第 号	平成 年 月 日
補償コンサルタント	第 号	平成 年 月 日

20 希望業務

測 量	希望業務内容		希望 (登録◎)	官公庁 実績	直前2ヵ年 年間平均実績高	直前1年間の島根 県からの受注高
	測量一般	地図の調整				
建設関係建設コンサルタント業務	建築一般	河川、砂防及び海岸			千円	千円
		港湾及び空港				
		電力土木				
		道路				
		鉄道				
		上水道及び工業用水道				
		下水道				
		農業土木				
		森林土木				
		水産土木				
専 門	建築一般	都市計画及び地方計画			千円	千円
		造園				
		地質				
		土質及び基礎				
地 質 調 査	建築一般	鋼構造及びコンクリート			千円	千円
		トンネル				
		施工計画、施工設備及び積算				
		建設環境				
補償関連	建築一般	建設機械			千円	千円
		電気・電子				
		その他				
		その他				
補償関連	建築一般	建設機械			千円	千円
		電気・電子				
		その他				
		その他				
事業損失	建築一般	建設機械			千円	千円
		電気・電子				
		その他				
		その他				
営業補償・特殊補償	建築一般	建設機械			千円	千円
		電気・電子				
		その他				
		その他				
機械工作物	建築一般	建設機械			千円	千円
		電気・電子				
		その他				
		その他				
物件	建築一般	建設機械			千円	千円
		電気・電子				
		その他				
		その他				
土地評価	建築一般	建設機械			千円	千円
		電気・電子				
		その他				
		その他				
土地調査	建築一般	建設機械			千円	千円
		電気・電子				
		その他				
		その他				

希望業務内容	希望 (登録◎)	官公庁 実績	直前2ヵ年 年間平均実績高	直前1年間の島根 県からの受注高
1				
2				
3				
4				
5				
6				

21 有資格技術者等

有資格区分		人数(人)	有資格区分		人数(人)	有資格区分		人数(人)
河川、砂防及び海岸			河川、砂防及び海岸			測量	士	
港湾及び空港			港湾及び空港			測量	士	
電力	土木		電力	土木		一級建築	士	
道路	土木		道路	土木		二級建築	士	
鉄道	土木		鉄道	土木		建築設備	資格者	
上水道及び工業用水道	土木		上水道及び工業用水道	土木		一級土木	管理技士	
下水道	土木		下水道	土木		二級土木	管理技士	
農業	土木		農業	土木		一級電気工事	管理技士	
森林	土木		森林	土木		二級電気工事	管理技士	
水産	土木		水産	土木		一級管工事	管理技士	
造園	土木		造園	土木		二級管工事	管理技士	
都市計画及び地方計画			都市計画及び地方計画			一級造園	管理技士	
地質			地質			二級造園	管理技士	
土質及び基礎			土質及び基礎			第一種電気	主任技術者	
鋼構造及びコンクリート			鋼構造及びコンクリート			第一種伝送	主任技術者	
トンネル			トンネル			線路	主任技術者	
施工計画、施工設備及び積算			施工計画、施工設備及び積算			環境計量	士(濃度・騒音・振動)	
建設環境			建設環境			土地	区画整理	士
建設機械			建設機械			地質	調査	技士
電気	電子		電気	電子		不動産	鑑定	士
総合技術	監理					不動産	鑑定	士
						土地	家屋	調査
						司法	業務	管理
						補償	業務	管理
						公共	用地	取得
						実務	経験	者

22 常勤職員の 実人数(人)	技術職員	事務職員	その他の職員	計

申請事務担当者欄

部署名等

担当者氏名

電話番号

様式第三号から様式第五号までを次のように改める。

様式第 3 号 (第 7 条関係)

測 量 等 実 績 調 査 書

(希望業務区分)

注 文 者	元請又は 下請の別	件 名	業務履行場所の ある都道府県名	委託請 負金額 (千円)	着 工 年 月 完成 (予定) 年 月
					年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月

記入要領

- 1 希望業務内容 (測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、補償コンサルタント、その他) 別に作成してください。
- 2 直前 1 年間の主な契約 (契約期間が次の年度に及ぶものを含む。) について、契約金額が高額である順に 10 件まで記入してください。
- 3 下請けについては、「注文者」の欄には元請け業者を記入し、「件名」の欄には下請け件名を記入してください。
- 4 「委託契約金額 (千円)」欄については、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

技 術 者 経 歴 書

(希望業務区分) _____

氏 名	最 終 学 歴 学校の種類	専 攻 学 科	法 令 に よ る 取 得 等	年 月 日	実務経験 年 月 数
				年 月 日	年 月
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	年 月
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	年 月
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	年 月
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	年 月
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	年 月
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	年 月
				年 月 日	
				年 月 日	

記入要領

- 1 申請日時点において、申請者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある技術者を記入してください。
- 2 業種の欄には、測量、地質調査、建設コンサルタント業務又はその他の名称を記入し、業務種別が複数にわたる場合は、様式をコピーしてください。
- 3 学校の種類の欄には大学、高等専門学校等の別を記入してください。(学校の名称は書かないでください。)
- 4 法令による免許等の欄には技術者資格の種類(技術士、測量士等)を記入してください。
- 5 業務経歴の欄には、最近2年間の主な担当業務名を3件まで記入するとともに、当時の職名を記入してください。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

補償コンサルタント登録状況等調書

1 補償コンサルタント登録規程による登録状況等

登録状況及び実績並びに	補償業務管理者 (イ、ロ区分)	補償業務管理士	登録業務について7年以上の実務経験者	直前1年の 県からの受注高	直前2カ年の 年間平均実績高
<input type="checkbox"/> 土地調査	(イ・ロ)				
<input type="checkbox"/> 土地評価	(イ・ロ)				
<input type="checkbox"/> 物件	(イ・ロ)				
<input type="checkbox"/> 機械工作物	(イ・ロ)				
<input type="checkbox"/> 営業・特殊	(イ・ロ)				
<input type="checkbox"/> 事業損失	(イ・ロ)				
<input type="checkbox"/> 補償関連	(イ・ロ)				

記入要領

- 1 登録部門欄は、該当する種別にしてください。
- 2 部門ごとに分離しがたい場合は主な業務で計上してください。

2 補償業務従事者の状況 (/)

氏 名	年 齢	所 属	法 定 資 格 等		補 償 業 務 実 務 経 験 年 数								公共用地取得業務経験者 所属機関名	年 数		
			資 格 の 名 称	取 得 年	土 地 調 査	土 地 評 価	物 件	機 械 工 作 物	営 業 ・ 特 殊	事 業 損 失	補 償 因 連					

記入要領

- 1 法定資格を複数有する場合は資格ごとに一欄使用してください。技術士法に基づく技術士にあつては機会・電気等の種別を()で併記してください。
- 2 補償業務実務経験年数は、主たる補償業務に直接従事した期間を個別に積み上げた期間としてください。(一月に満たない期間は一月とする)
- 3 公共用地取得業務経験者(国、地方公共団体等の公共用地の取得を所管する部署(用地課等)において用地取得業務全般に直接携わつた経験を有する者)にあつては、その所属していた機関名及び直接携わつた年数を記入してください。
- 4 本表には1表に掲げた者も再掲してください。

+ 附 則

この告示は、平成十四年十二月二十七日から施行する。

島根県告示第九十六号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成十三年島根県告示第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

第一条中「資格」の下に「（以下「入札参加資格」という。）」を加える。

第二条の見出し中「競争」を削り、同条第二項中「者」の下に「及び政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）」を加える。

第三条に次の一号を加える。

七 舗装工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあつては、アスファルトフィニッシャーを保有していること（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）及びその常勤のオペレーターを雇用していること並びに常勤の舗装施工管理技術者を雇用していること。

第四条第二項第二号中「前二年度」の下に「（建築一式工事にあつては、前四年度）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 国際標準化機構が定めた規格 ISO 9000 シリーズ及び ISO 14000 の認証取得

第四条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前条の規定により入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）を認定したときは、建設工事有資格者名簿に登載する。

第五条第一項中「第三条に規定する資格（以下「入札参加資格」という。）の」を「入札参加資格」に改め、同条第三項中「に限り、定期審査」の上に「及び三月二十日から三

月三十一日までの間」を加え、同条第四項中「及び随時審査」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 随時審査を受けることができる者は、知事が別に定める。

第六条第一項中「第二号及び第五号から第七号まで」を「第五号及び第六号」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする場合であつて、当該業種に係る一級技術者（法第十五条第二号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。）が二名以上在籍するときは、当該一級技術者のうち二名について、それぞれ次に掲げる書類を前項の書類と併せて提出するものとする。

一 合格証明書又は認定証明書の写し

二 直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類

第九条第一項中「入札参加資格の認定を受けた者」を「有資格業者」に改め、同項第二号中「及び住所」を「所在地、郵便番号及び電話番号」に改める。

第十条中「入札参加資格の認定を受けた者が」を「有資格業者が第二条第二項に該当することとなったとき、」に改め、「又は第二号」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号

建設工事入札参加資格審査申請書 (新規・追加)

年 月 日

受 付 印

島根県知事 殿

所 在 地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

㊟

年度及び 年度において島根県で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

01 申請する参加資格の内容 (1. 一般競争及び指名競争 2. 一般競争)

02 現在の建設業の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号> <許可年月日> 平成 年 月 日

03 経営事項審査申請書記載の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号> ※経営事項審査申請書に記載の許可番号と現在の許可番号が異なるときに記載すること。

04 審査基準日 年 月 日 ※添付する経営事項審査結果通知書の審査基準日を記載すること。

05 商号又は名称 (フリガナ)

06 商号又は名称 (漢字等)

07 代表者氏名

◎主たる営業所

08 郵便番号 -

09 所在地

10 電話番号 FAX番号

11 ISO9000シリーズ認証取得の有無 (1. 有り 2. 無し) ISO14001シリーズ認証取得の有無 (1. 有り 2. 無し)

12 建設業退職金共済制度加入の有無

(1. 有り 2. 無し)

13 県内営業所の有無

(1. 有り 2. 無し)

◎入札及び契約の権限を委任された営業所〈支店〉（島根県内の区域について入札及び契約の権限を委任された営業所等を持つ業者のみ記入すること。）

14 営業所番号

(営業所毎に別葉とすること。)

15 郵便番号

16 所在地

17 電話番号

FAX番号

18 営業所の受注者の役職名

19 営業所の受注者の氏名

20 入札参加資格審査を希望する業種の内、営業所が許可を受けている業種	
土	木
建	築
大	工
左	官
と	・ 土 工
石	機 械 器 具 設 置
屋	熱 絶 縁
電	電 気 通 信
管	造
タイル・れんが・ブロック	さ く 井
鋼 構 造 物	建 具
鉄	水 道 施 設
ほ	消 防 施 設
し	ゆ ん せ つ 清 掃 施 設

(該当する業種のみ 1 又は 2 を記入)

※ 入札及び契約の権限を有する業種とは、当該業種について法第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号に規定する専任技術者の配置が行われているものをいいます。
申請書に記載された営業所（支店）に、専任技術者の配置の無い業種については、
当外営業所（支店）長の権限による入札及び契約はできません。

21 I S O 9000 シ リ ー ズ 認 証 取 得 の 有 無

(1. 有り 2. 無し)

I S O 14001 シ リ ー ズ 認 証 取 得 の 有 無

(1. 有り 2. 無し)

22 測量及び建設コンサルタント業務等の具への入札参加資格審査申請書提出の有無

(1. 有り 2. 無し)

23 工事分割内訳書

許可を受けた建設工事	工事種別 希望業種	一般 土木	舗装	鋼橋 上部	トンネル コナート	港湾	機械 設備	塗装	造園	さく井	冷暖房 衛生設備	法面 処理	維持 修繕	グラウト	一般 建築	管	内装	電気	通信 設備	その他 工事種別	※合計
土木一式																					
建築一式																					
大工																					
左官																					
ど・土工・コナート																					
石																					
屋根																					
電気																					
管																					
タイル・れんが・テラコ タイル																					
鋼構造物																					
鉄筋																					
ほ装																					
しゅんせつ																					
板金																					
ガラス																					
塗装																					
防水																					
内装仕上																					
機械器具設置																					
熱絶縁																					
電気通信																					
造園																					
さく井																					
建具																					
水道施設																					
消防施設																					
清掃施設																					
許可業種その他																					
合計																					

記入要領

- 希望業種欄には、一般建設業許可の場合は「1」を、特定建設業許可の場合は「2」を記入してください。
- 太枠で囲まれている建設工事の許可を得ている者は、該当する工事種別への入札参加資格を得ることができます。
- 該当する工事の種類で工事が単体発注される場合は、細枠で囲まれている建設工事の種類に記入してください。希望しない建設工事の実績は、「許可業種その他」の欄に記入してください。
- 経営事項審査結果通知書に記載された建設工事の種類別完成工事高を、本県が発注する工事種類別に分解して記載してください。
- 右側※の「許可を受けた建設工事」の各合計値は、経営事項審査結果通知書における建設工事の種類ごとの2年又は3年平均の完成工事高と同一にしてください。
- 右下の最終合計値は、経営事項審査結果通知書の2年又は3年平均の完成工事高合計と一致していることを必ず確認してください。

24 技術者数の内訳

資格	種別	人数	人数	
			一級	二級
建設機械施工技士	一級			
	二級			
土木施工管理技士	土木 鋼構造物塗装 薬液注入	一級		
		二級		
		二級		
建築施工管理技士	一級			
	二級			
電気工事施工管理技士	一級			
	二級			
管工事施工管理技士	一級			
	二級			
造園施工管理技士	一級			
	二級			
建築士	一級建築士			
	二級建築士			
	木造建築士			
電気工事技士	第一種			
	第二種			
電気主任技術者	第一種～第三種			
	甲種、乙種			
給水装置工事主任技術者				
地すべり防止工事技士				
建築設備資格者	一級			
	二級			
舗装施工管理技術者				

25 申請事務担当者欄

部課名等

担当者氏名

電話番号

資格	種別	人数	人数
技術士	建設		
	建設「鋼構造及びコンクリート」		
	農業「農業土木」		
	電気・電子		
	機械		
	機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」		
	水道		
	水道「上水道及び工業用水道」		
	水産「水産土木」		
	林業「林業」		
職業能力開発促進法	林業「森林土木」		
	衛生工学		
	衛生工学「水質管理」		
	衛生工学「廃棄物処理」又は「汚物処理」		

※ 職業能力開発促進法「技能検定」欄には、具体的な資格名を記入したうえで人数を記入すること。

毎週火・金曜日発行

様式第三号中

「**職禁制**」

を削る。

附 則

この告示は、平成十四年十二月二十七日から施行する。ただし、第三条に一号を加える改正規定（舗装施工管理技術者に係る部分に限る。）の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十四年十二月二十七日印刷
平成十四年十二月二十七日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）